

放課後子供教室

～放課後子ども総合プランの推進～

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施

(平成26年度予算額 3,814百万円の内数)

平成27年度予定額:4,882百万円の内数

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要



～多彩な講座を開催し、子供たちに豊かな体験を～

概要

放課後児童クラブは小学校内に専用の部屋を確保している。放課後子供教室は、運動場やプレイルームを一時利用しており、週に6日開催。学習活動や自由遊びに加え、地域で活動する方や専門知識を持っている方に、実行委員会が声をかけ、多彩な「講座」を展開している。



ポイント

- 放課後子供教室と放課後児童クラブとの連携に力を入れており、放課後児童クラブの指導員が放課後子供教室のプログラムを月に一度担当している。
- 講座は、スポーツ活動(ミニバスケット、ドッジボール、卓球等)、文化活動(和太鼓、茶道、将棋、フラダンス、料理等)と多岐にわたる。

取組の効果

- 放課後児童クラブの指導員が講座を担当することで、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室に参加しやすくなっている。
- 多岐にわたる講座が開催されていることによって、人との関わりや異年齢交流を通じ、子供たちはさまざまな経験を得ている。

基礎データ

※H26.3.31現在

(放課後児童クラブ登録児童数についてはH25.4.1現在)

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数	292日	216日
実施場所	専用部屋	運動場 プレイルーム
共通の活動場所	運動場・プレイルーム 等	

※ 茨木市における取組の一例

山口県
周南市

～放課後児童クラブと放課後子供教室を同じ学校施設内に～



概要

同じ学校施設内に放課後児童クラブ(余裕教室)と放課後子供教室の活動場所があることにより、放課後子供教室に登録している放課後児童クラブの子供たちにも「学びの時間」、「体験活動等の多様なプログラム」の提供が可能となっている。共通のプログラムの活動場所は、学校の図書館・視聴覚教室、ランチルーム、体育館などとなり、学校施設を一時利用することで、多様なプログラムを実施している。

ポイント

- 共通のプログラムを実施時には、放課後児童クラブに登録している児童の状況を、地域の人材(民生・児童委員等)が放課後児童クラブの指導員に伝えることで、児童の様子を双方で共有している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室も同じ学校施設内に活動場所があるため、両者の連携・調整が行いやすい。

取組の効果

- 保護者からは「学校内で活動しているので安心している。放課後子供教室のプログラムはさまざまな経験が出来るので良い」と好評。
- コーディネーターと主任指導員が定期的に打ち合わせを行うことで、児童の様子について情報を共有し、連携して子供を育むことができている。

基礎データ

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数または講座数	289日	85日
実施場所	余裕教室	図書館、視聴覚室、ランチルーム、体育館等
共通の活動場所	図書館、視聴覚室、ランチルーム、体育館等	

※ 周南市における取組の一事例

放課後児童クラブへの転用（千葉市の取組）

千葉市では、余裕教室を放課後児童クラブへ転用するに当たり、教育委員会と首長部局が円滑に事務を進めるための協定を結んでいます。

経緯

千葉市では、学校施設の担当は教育委員会事務局で、児童クラブの担当はこども未来局であるため、学校内に設置した児童クラブの管理区分を明確にするため物理的に区画していた。このため、校舎の1階端または別棟に整備する必要があり、余裕教室の確保が困難であった。また、学校のトイレを使用することができず、児童クラブ専用のトイレを建築する必要があるため、整備費が高くなっていった。

協定の内容

協定（平成21年度締結）は、児童クラブと学校のそれぞれの管理区分を物理的に別にするこ
となく、互いの協力に基づいて管理するために、細部について取り決めたものである。こ
具体的には、共用部分の維持管理区分、事故等の責任の範囲、光熱費等の負担などである。こ
れにより、千葉市の学校内に設置されている児童クラブは21から33に増加した。

（平成26年4月現在）



※「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」（文部科学省大臣官房文教施設企画部 施設助成課）より抜粋

(参考資料) 千葉市「空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書」

空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書

市長(以下「甲」という。))と千葉市教育委員会(以下「乙」という。))とは、空き教室及び余裕教室を活用した子どもルームの整備に関し、次のとおり協定を締結する。

(基本的合意)

第1条 子どもルームの新規整備、増設、移転、一般ルーム化等(以下「整備等」という。)に当たっては、学校教育に支障が生じない限り、第一に空き教室及び余裕教室の活用を基本とする。この場合、原則として学校と子どもルームとの管理区分を物理的に別にすることなく、互いの協力に基づいて、一般ルームとして運営するものとする。

(教育財産の取扱い)

第2条 子どもルームの整備に当たつての教育財産の取扱いについては、子どもルームとして使用する教室について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き教室 財産移管
- (2) 余裕教室 目的外使用
- 2 空き教室及び余裕教室の定義については、千葉市学校施設有効活用検討委員会が平成9年8月に報告した「余裕教室活用の基本的な考え方」に定めるところによる。
- 3 空き教室及び余裕教室の区分は、子どもルーム整備の協議をした時点でのものとする。

(校舎の区分、管理)

第3条 校舎の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校専用エリア(主として学校の児童・教職員等が使用するエリア)
- (2) 子どもルーム専用エリア(主として子どもルーム利用児童・指導員等が使用するエリア)
- (3) 共用エリア(学校の児童・教職員等と子どもルーム利用児童・指導員等とが共用して使用するエリア)
- 2 施設・設備の維持管理等については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が行うものとする。
- 3 警備については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、子どもルームだけが開設している場合については、甲が責任を負う。

(学校既存設備の利用等)

- 第4条 子どもルームの整備等に当たっては、子どもルーム利用児童・指導員等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校に既にある設備を利用するものとする。
- 2 子どもルーム利用児童・指導員等が使用する出入口については、子どもルーム専用エリアまたは共用エリアに設置するものとする。

(事故等に係る責任の範囲)

第5条 子どもルーム専用エリア、共用エリアにかかわらず、子どもルームの開設時間及び児童の登所・降所に要する時間において、子どもルーム利用児童に事故があった場合又は子どもルーム利用児童及び指導員等に起因する事故があった場合は、甲が責任を負う。

(光熱水費等の負担)

第6条 子どもルーム運営に係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。

(教室不足により学校教育に支障が生じる場合の対応)

第7条 児童数の増加等により教室不足のおそれが生じ、余裕教室の返還を受けないと学校教育に支障が生じると判断される場合、乙は甲に速やかに通知し、協議するものとする。

2 前項の協議の結果、甲、乙双方が合意した場合には、速やかに移転先を確保し、子どもルームとして使用していた余裕教室を返還するものとする。返還に当たっては甲の責任で原状回復を行うものとする。

(個別協議)

第8条 前各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例に当たっては個別に協議するものとする。

(疑義等があった場合の対応)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年3月15日

甲 千葉市長 熊谷 俊人



乙 千葉市教育委員会

